

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	納税番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

法人名
-----

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-⑩/同表⑤)	⑬	%
差引	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑫/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ⑳×2	㉑					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係						
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-⑰)	㉒	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉓					
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉔				円	
仮計 ⑰+⑱	㉒						総資産価額	㉕					
⑱と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 (㉒×㉓)又は(㉒×㉔/㉕)	㉖	兆	十億	百万	千	円

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉒						期末の総従業員数	㉓	
差引 ⑳-㉒	㉓						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉔/㉕	㉔						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉕	人
控除額計 ㉒+㉔	㉖						国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数	㉗	